

箕面学園就学支援金制度 兵庫県在住者対象

(単位 円)

保護者所得区分	区分	県内私立高校生	県外私立高校生 (大阪府) 1/4	学 園 負 担
生活保護世帯 県民税所得割額と 市町民税所得割額の合算 0円 (年収250万円未満程度)	県加算	100,000	25,000	75,000
	国	297,000	297,000	
	合計	397,000	322,000	
県民税所得割額と 市町民税所得割額の合算 85,500円未満 (年収350万円未満程度)	県加算	95,000	23,750	71,250
	国	237,600	237,600	
	合計	332,600	261,350	
県民税所得割額と 市町民税所得割額の合算 257,500円未満 (年収590万円未満程度)	県加算	54,000	13,500	40,500
	国	178,200	178,200	
	合計	232,200	191,700	
県民税所得割額と 市町民税所得割額の合算 507,000円未満 (年収910万円未満程度)	県加算	0	0	0
	国	118,800	118,800	
	合計	118,800	118,800	

学園負担分は10月1日に在籍し、所得に応じて12月に配付される第3回授業料の納付額より差し引きします。また、途中転退学者は兵庫県の支給要件と同様の扱いとします。